

表益漁隱泚澤解遠州  
海居士依田高松評

# 曲育子雜記

第二輯下編

松軒隱士流美山軒編





914.5 Ta 6-24 fe 2

曲亭雜記卷二下編

目錄

- 五馬二馬三馬の奇談
- 松五郎遺愛馬の考異
- 元吉原圖說
- 野鬼



337591

曲亭雜記卷二下編

養笠漁隱瀧澤解遺草

學海居士依田百川批評

松軒隱士渥美正幹編輯

○五馬 三馬 二馬の奇談

陸奥の國伊達郡箱崎の農氏傳兵衛が子。松五郎と呼ばれしもの。その性馬を好むにより。栗毛の馬を一匹もてり。されば折々乗走らする。その秣飼ふことも。又撫洗ひする事も。ふつづ人よ仕せざして。手づからするをたのしと思へり。その馬既よ五歳なりける。文政二年己卯の冬のある。松五郎ハ病にづらひて。その年十二月十二日よ身まひりぬ。享年二十なりける。

○五馬



とい獨子のやうにあれば親のなげきいふこともあらぬ。貧乏ともあらぬ民な  
 れば、松五郎が器用調度のためでなしと思ひしものいそその亡骸ともなほよみ  
 な只棺を飲めつゝ家を去ること三四町なる。田の畔の墓所を送りて。かたのい  
 どころ葬りけり。田舎の亡者を寺に送らすその所持の田の畔を墓所とし  
 て葬ること此わたりは限らず。關東大かたかくの志としれば  
 松五郎が遺愛の馬のぬしの不幸の事は紛れて。誰とて見かへるものもなく、燒  
 は秣を與るのみ。厩は繁き置たり。その次の夜の子の時はかり。馬にいらか  
 は狂ひたけりつ。絆をちきり戸を蹴はなちて。いづれいふと馳出たり。主人いざ  
 らなり僕共もこの物音は驚き覺て。いよいよまはつて馬はなれたれ。こゝ  
 追こめよと罵り駈ぐ。真夜中の月鮮やかなれば。松明を把るまでもなく。衆

を腰よし棒を引提て。おのもく追ふ程は馬はやくも松五郎が墓所の邊  
 は馳ゆきて。其處は集合一癖者等を驅たふし退よじら。勢ひ特は猛として。  
 當るべくもあらざりけん。矢庭は四五人蹴仆されて。志はし起も得ざり一折  
 傳兵衛の奴僕等ハ推つきて追ひけ來つ。此ありさまよ又驚きて。あたりを見る  
 よ松五郎が新墓を發れたり。扱は志やつらむ所為よこそ。みな逃すなと罵りて。ひ  
 こりも漏さず生捕りけり。それ時主人傳兵衛もや走來て驚嘆しつ。まづ  
 癖者等を責問ふよ。つゝ果べくもあらざれば。亡人の棺の中より。物あまた入ら  
 れといふ。風聞は悪念おこりて。是彼示し合つ。竊に墓を發と折。この馬  
 忽走り來て。某等を跟仆たり。筋骨痛みて阿容々々。捕捕れたりければ。



一  
その獨子のよきよーあれば、親のなげきいふこともあらぬを、貧乏しんもあらぬ民なれば、松五郎が器用調度のためたしと思ひしもの、その亡骸をもちよみ  
な只棺を飲めつゝ、家を去るゝ三四町なる。田の畔の墓所を送りて、かたのい  
ごころ葬りけり。田舎の亡者を寺に送らす、その所持の田の畔を墓塋とし、されば  
松五郎の遺愛の馬、いぬしの不幸の事は紛れて、誰とて見かへるものもなと、幾  
も秣を與るのみ、既に繁き置たり。その次の夜の子の時ばかり、馬はいいか  
ま狂ひたけりつ。絆をちきり戸を蹴はなちて、いづかへいふと馳出たり。主人いさ  
らなり僕共も、この物音に驚き覺て、さういふ馬はなれたれ。さう  
追ごめつゝ馬り騒ぐも、真夜中の月鮮やかなれば、松明を把るまよもなと、索

を腰にし棒を引提て、おのもく追ふ程、馬はいやくも松五郎が墓所の邊  
に馳ゆきて、其處は集合一癖者等を驅たふし、足よじり、勢ひ持は猛として、  
當るべともあらざりけん。矢庭は四五人蹴仆されて、まばしり起も得ざり一折、  
傳兵衛が奴僕等ハ推つゝきて追かけ來つ。此ありまよ又驚きて、あたりを見る  
は松五郎が新墓を發れたり、扱はまやつらが所爲よこそ、みな逃すなと罵りて、ひ  
ごりも漏さず生捕りけり。それ時主人傳兵衛も、や走來て驚嘆しつゝ、まづ  
癖者等を責問ふよつゝ、果へともあらざれば、亡人の棺の中より、物あまた入ら  
れといふ。風聞は惡念おこりて、是彼示し合つゝ、竊に墓を發と折。この馬  
忽走り來て、某等を躡たり、筋骨痛みて阿容々々、搦捕れたりければ、



後悔その甲斐なければ。命ばかり助けたまふ。異口同音よびよけり。傳  
 兵衛これをうら聞て。この馬は我が子の恩を感じて。且その別れを悲しげに。かの  
 日よりしてはあ〜と森にも食ひりき。それすら奇特の事なるよ。その身は  
 既に繁れながら。今宵この盗人等が。わが子の墓を發るな。よく知りらるい奇  
 いふべし。この馬のなかりせば。誰か又我子の爲よ。この辱めを雪ひんさ。能  
 くぞきたれたる馬を譽て。感涙を拭つ。獨つら〜思ふやう。翌の事の趣を。  
 領主の許まじしたば。怨をひすよ似たれども。今この五人の悪者等。鄰村の  
 百姓にて面を識れるものどもなるよ。墓の上こそ掘むべられたれ。いまだ棺は發  
 らず。よしなき罪を造らんより。我子の菩提の爲よ。もてその非を諱て

向後をいましめ。そのまゝ放ちかへせ〜とぞ。されば又松前の老君。殊更馬を  
 好みたまふよ。これらの由を傳聞て。われ其馬を得ま〜ほりす。縱令他領の百  
 姓なりとも。價論せ買われ。梁川なる家臣等。下知せられたつけれ  
 ば。家臣何某つけたまひりて。箱崎は赴きつ。云云。かたらふよ。傳兵衛つや  
 く諾ならず。千千の黄金を賜はる。この馬のみたまわらせがたし。言葉は  
 はなち推辭まうして。その子の在りし時にかゝらず。寵愛しつと聞えたり。抑こ  
 の一奇譚は箱崎のほごりなる鐵醫正宅といふもの。松前家の太夫の子。蠣崎  
 生三七。消息して。云云。告よければ。江戸の邸もはやと聞えて。老君よ  
 も召らし召れ。次の年の睦月の末よ。その臣長尾友藏。後に名を改てを以て。  
 所左衛門といふ。



解<sup>ト</sup>告<sup>ト</sup>せたまひ一<sup>ツ</sup>かは。雜錄中<sup>ニ</sup>書<sup>キ</sup>つけおき<sup>テ</sup>を。今又<sup>ハ</sup>こゝよ抄<sup>ニ</sup>出<sup>シ</sup>せり。おもふ<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>松五郎<sup>ガ</sup>遺愛<sup>ノ</sup>馬<sup>ハ</sup>。かの宋<sup>ノ</sup>周密<sup>ガ</sup>齊東野語<sup>七</sup>卷<sup>ニ</sup>載<sup>リ</sup>たりし。畢再遇<sup>ガ</sup>遺愛<sup>ノ</sup>名馬<sup>。黒大蟲<sup>も</sup>一<sup>志</sup>は優<sup>リ</sup>て。多<sup>ク</sup>得<sup>ハ</sup>たき美譚<sup>といは</sup>ん歟。世</sup>

よ人の臣僕<sup>たる</sup>者<sup>。忠信節義<sup>の</sup>心薄<sup>と</sup>ば</sup>かの馬<sup>も</sup>たも耻<sup>ぢ</sup>ぢらんや。この一條ハ勸懲<sup>の</sup>端<sup>なる</sup>べければは<sup>は</sup>じめよ出<sup>一</sup>つ<sup>右五馬</sup>之一

○ハ又其次<sup>ノ</sup>年<sup>。同州<sup>お</sup>な<sup>し</sup>郡<sup>。梁川<sup>の</sup>近村<sup>なる</sup>貧民<sup>の</sup>。馱馬<sup>一</sup>匹<sup>をも</sup>て</sup></sup>

るあり。その人の名<sup>を</sup>か<sup>と</sup>てあら田<sup>をか</sup>へす日<sup>も</sup>。この馬<sup>をも</sup>て資<sup>と</sup>し。又耕作<sup>の</sup>暇<sup>ある</sup>日<sup>ハ</sup>。薪<sup>を</sup>負<sup>せ</sup>旅客<sup>を</sup>乗<sup>せて</sup>。馱賃<sup>をと</sup>ること大<sup>か</sup>ならぬよ。その馬<sup>素<sup>より</sup>柔順<sup>よ</sup>て。主<sup>の</sup>こゝろ<sup>は</sup>隨<sup>ひ</sup>ければ。世<sup>の</sup>また二<sup>なき</sup>ものよ思<sup>ひ</sup>て。年<sup>來</sup>を</sup>

歴<sup>る</sup>程<sup>よ</sup>。その年<sup>。文政<sup>三年</sup>の夏<sup>の</sup>頃<sup>ある</sup>日<sup>又</sup>物<sup>を</sup>負<sup>して</sup>。近郷<sup>に</sup>赴<sup>き</sup>つ。足<sup>を</sup>獲<sup>て</sup>かへる<sup>さ</sup>よ。家路<sup>も</sup>近<sup>なり</sup>し時<sup>。その馬<sup>忽</sup>ち苦<sup>し</sup>げよ。一聲<sup>高</sup>と嘶<sup>き</sup>し</sup></sup>

を見<sup>か</sup>へらんとする程<sup>も</sup>あらす。馬<sup>ハ</sup>はやも走<sup>り</sup>かりて。その肩<sup>先</sup>よくらひ着<sup>け</sup>り。こゝろもい<sup>ひ</sup>よ驚<sup>き</sup>呼<sup>び</sup>て。牽<sup>放</sup>せんすまひしかば。ひらへ衣<sup>も</sup>のこもよ。志<sup>む</sup>むら<sup>を</sup>啖<sup>と</sup>られけり。とばれば一<sup>ハ</sup>。苦痛<sup>を</sup>忍<sup>び</sup>て。とり鎮<sup>ん</sup>ご一<sup>つ</sup>れども。かふふべともあらざれば。林<sup>の中</sup>よ逃<sup>走</sup>りしを。馬<sup>ハ</sup>透<sup>き</sup>す追<sup>か</sup>け來<sup>て</sup>仰<sup>ぎ</sup>まよ

は墜<sup>倒</sup>一<sup>。又</sup>胸<sup>を</sup>きよくらひ着<sup>て</sup>。頻<sup>り</sup>よその血<sup>を</sup>吸<sup>程</sup>よ。ぬしハ忽<sup>ち</sup>息<sup>絶</sup>けり。折<sup>から</sup>旅<sup>ゆ</sup>之<sup>獨</sup>の武<sup>夫</sup>。足<sup>輕</sup>體<sup>の</sup>そのありさまを見てければ林<sup>の中</sup>よ引<sup>け</sup>

入<sup>り</sup>て。絆<sup>の</sup>は一<sup>を取</sup>あげつ。牽<sup>は</sup>なとん<sup>と</sup>きたれども。馬<sup>ハ</sup>そがま<sup>い</sup>ちつ<sup>ても</sup>動<sup>か</sup>



かす。眼中血はしり人を射て。鬼燈の如く赤ひける。氣色冥ますさまとさな。  
すてゆひんいすびよて。その刀をもて輕なから。馬の尻を撃ほどに。終る輕を  
うち摧きて。去らむ砍りてけり。きられて少し怯み馬をやうやくは牽ひけ  
て絆を取つめ。樹の幹は繋ぎ留んとする程よ。あたりを過る里人等。追々來  
よければ。件の武夫ハ初より見ありさまを告あらせて。馬を里人よわたしつ  
林を出てゆきよけり。後は聞よこの武夫ハ。二本松の藩中にて。何某といふ  
ものふりごぞ。さる程は農夫の子ハ。里人等がさらせよよりて。あいてまどひて走り  
來つ領主よ訟へ檢使を請ふて。親の亡骸を葬るものから。猶その恨やるかたな  
まよ。馬ハ則その處よ生ながらまこれを埋めて。竹槍をもて思ひのまよ刺殺し

たりといふ。ハ當時松前家の領分の事なりければ。老君の興繼は物かゝらせ  
たまひしを。おのれも傳へ聞かど書ふるせんともせざりしかば。今いその農夫  
の名も。村の名もみな忘れたり。ハ文政二年三年と打續きたる事よ。て。同  
し郡の百姓の。貧富おのく異なれども。等しく愛せし馬なるよ。松五郎が  
遺愛の馬ハ。古主の爲は賊を禦きて。郷は忠義の譽れを得たり。又この農夫が  
愛せし馬ハ。故なく主を咬殺して。五逆は漏れぬ罪を醸せり。おもふよこの件  
の馬ハ。その途中よりゆくとふと疫熱の疾をうけて。狂亂したるものなるべし。  
人よも亦ゆる事あり。牛馬よのみ限るよあらねど。畜生ハ猶測むむたかり。これ  
は牛馬糊糞をもて。世を渡る者多かれども。やすきよ馴て用心は懈り。動もす



ればその害は違ふものも亦すくならず。それ等の爲はこの一條を警とすべきのみ。右五馬

○又一奇譚あり。武藏國入間郡河越の城下なる石原の里人。増田半藏といふものあり。其性俠氣あるものなれば、人の爲は骨を折て、貨財をも惜しとせず。されば親は愛を失ひし不肖の子。良人は飽れて去られし妻。或は若人の物あらむひしとる。或は男女の痴情はよりて相携て奔りし類も。たのむといへば身は引うけて、必和睦をとり結ばせて。その本をさむるを。世はおもしろき事と思へり。さかるは文政四年辛巳の春。ある夜あやしき夢を見たり。譬は一匹の良馬忽然と半藏が枕より立て、さながら人のものいふ如く。いこうれいけ

よ告ていふやう。それがし初は何か一候の乗馬よて候ひしを。後故ありて馬商人の何某は買とられ。遂は又賣ひえられて。果は農家の駄馬となれり。この故は水田を鋤ては泥は塗れ。糞土を負ては穢は犯さる。百折千磨の艱苦によりて。いと程もたゞ斃れたる。わが亡骸は板の木野に擡出して棄られり。かゝて屠兒は皮を剥れ。鶯鴉は穴を啖れて。只よのつねなる駄馬よひごき。死ごまをいつる事。耻て且歎くよもあまやあり。願ふは和君愍みて我亡骸を埋め玉へ我軀にばよき玉あり。その亡骸の背築のあたり隆き處はあらんずらん。聊これを報ひごす。探りし玉へかし。いふかと思へば覺はけり。半藏驚きあやしみて。半信半疑しながらも。天明てその野よゆきて見るは。果して馬の屍あり。いれし



あたりを掃拂る。既にして玉を獲り。其大さ毬の如し。則ち此鮮答也。俗  
 云へいさらばさらといふ。西域の人尤至寶とす。密呪して雨を禱るもの是の如し。  
 半藏既よ玉を獲て。里人よよしを告げ。その馬の亡散を葬らんとて議する程  
 近郷の民傳聞て。力を勦せ錢を集め。遂に石原の町觀音寺に葬て。上は建  
 る碑をもて。稱へて馬頭觀世音といふ。碑銘ハ則同郷の士小島蕉園が創  
 するところ。今録すること左の如し

馬靈誌并銘

天地之大。庶物之夥。有足稱怪者。聖人特不語耳。不可謂無也。河肥  
 石原里有増田半藏者。夢一良馬來謂曰。我本侯家乘馬得寵久矣。後有

故獲於商人。家又轉貨農家。耕田馱糞。體羸力竭。無幾而斃。棄之椶  
 野。獸工剝皮。鳥鶯啄肉。竟莫異於凡馬之死也。願子垂憐。瘞之。我有  
 良玉。在吾尻背隆然處。聊以報子。寤而異馬。往視果有馬屍。獲玉大  
 如球。所謂鵠答也。乃謀所以葬之。近里傳聞。拚資勦力。葬諸里中觀  
 音寺。建碑其上。稱以馬頭觀音云。聞半藏性任俠。好趨人急。意駿馬之  
 靈。知之來託也。可不謂怪乎。余因其請。略記來由。係以銘銘曰。

生一獲寵。可謂遇伯樂之知。  
 死祀以佛。鹽車之困彼一時。

文政辛巳春三月

小島蕉園誌



辛巳の夏六月廿七日。予この寫本を獲て。聞くと上は悉るすがごとし。傳  
寫の誤多かりしを。意をもて僅は是を補ひ。點を加えて語勢をなすと。文ハ雄  
固は似ざれども。その事ハこれ實なるべし。右五馬  
之三

○又一奇事あり。文政五壬午の春三月廿一日。品川大木戸の西の方高輪  
の初の町の海邊まで。荷を負せたりける馬を。杭に繋ぎ置りし。空車を推  
すもの。走りて其處を過しかば。この馬いたと駭きて。飛あがア〜兩三度狂  
ふ程。ゆくりなく杭の頭に。馬の腹を衝あてたり。其勢やまげしむけへ。忽ち  
腹を突破りて。背までぞ抜けたりける。馬ハ頻り苦みて。いよく狂ひ駭ぐ程  
に。終は杭を推折りけり。それ時馬奴走り來て。杭を抜んと立より〜を。なま

といふ馬は跟られて。阿と叫びつゝ仆れたり。見る人あいてまどふのみ。おそれて  
近づくとものもな〜とくとする程。馬ハやうやく狂ひ疲れて。そが儘は死にき馬  
奴はなほ半死半生なりけるを。それ町より轎は乗せて。宿所へ送り遣りけり。こ  
ハ目黒のぼとりよ。牽もて來つる馬なりとぞ。予が相識れる豪家老僕。この  
日高輪なる薩摩侯の屋鋪へまゐるを。親〜と目撃したりとて。同じ月の廿  
六日。予が爲に以へり。これも怪有ふる事はあらずや。右五馬  
之四

○又一奇事あり。松前の藩中まで。志かるべき輩ハ馬一二匹をもたぬなし。  
志かるよともすれば。夜中熊の厩に入りて馬を啖ふことあり。殊はすぞれし大  
熊ハ。まづその馬をくらひ殺して。おれが背は引かけつ。走りて山よもてゆ〜



ぞ。これよりおのもく。厩の戸鎖を固めて。それ害を防ごう。夜盗を禦ぐ  
 は異ならねども。これら常の事なれば。彼の地の人の何れもおぼはず。それよま  
 してめづらひなり。文政五年壬午の春のころ。松前家臣何某その姓名を  
わすれたり  
 厩の馬ある夜頻りに狂ひ騒ぎて。いと苦しげに嘶きたり。あるこゝにこれ驚き  
 寤て。厩は熊や入りよけん。みふごと起きよと呼び覺して。下部は紙燭をとら  
 へて。出て厩はゆきて見るよ。戸をひらき元のまゝにして。物の入りたるやうよも  
 ならず。戸を推ひらき内を見るに。目は遮るるものなし。それども馬は苦しげ  
 に嘶く。初はじめの如し。さう得がたと思ひしかば紙燭を高とあげさせて。猶あり  
 こちをうらへ見るよ。あやむいひつゝの馳馬の項よりちのぼりて。その鬣

を啖破りつゝ。血を吸ふてぞなれりける。さては彼奴がこゝになつて。要えそれあれど  
 持もつ棒ぼうを取とりなほさへんとする程よ。馳ちはやく飛下ひりくだる。袂たもとの下を潜ひそむと見え  
 ぬ。ゆへにも知らずさふまよけりげに繫しんれたる馬の。うなちを馳ちは啖くれて。せん方かた  
 きもむらりなり。その疵きずいと深ふかく。拳こぶしも入るへさはかりなるを。酒さけよて洗あらひ藥  
 を傳つたへ。おとすれども又またと愈いず。凡およ二ヶ月あまりよして。やうやくおこたり果  
 じかど。その處ところのみ鬣けなとて。疵物きずものよそなりよたれ。馳ちの馬を啖くひし事ことは松  
 前にてもめづらひなり。人ひとの舌したを巻まく。この一條ひとすだまの蠣崎生かきまきせい三七しちその年の  
 文月ぶんげつの初はじめつかた。我庵わがいあんを訪まね一日いちにち。云いふ話わせられたり。おのれ是こゝを打聞うちきて。  
 おもふよ天智てんちの帝みかどは御宇ごよ。高倉たかくらの御時ごとき。鼠ねずみの尾おしよ憑つて。葉はをくひけるハ



事ふりにたり。新奇よ走る今の世は、馳の氣に代るべし。亦その尾はつひつひと  
て、鬣をいそひつらめど、めりらたまは答じかは。彌崎生い手をうちなりて。ほ  
とく、笑坪よ入りよけり。右五馬

すべてこの五馬の奇談はいわゆる文政二年より五年までの事として。予が聞  
所かとの如し。これは宇宙の廣大なるかゝる事はいくらもあらん。よりに竊は評  
すら。かの箱崎なる農家の馬は神として且義烈あるもの。又築川の近村な  
る農夫の飼る悪馬なり。これらの上は論トさり。川越なる悪馬として。高輪  
なる狂馬なり。又松前の家臣の馬は。是を痴馬ともいふべき歟。まかれども。軀  
を絆音縁思列は繁れては。虎狼なりともいひかせん。譬は人の利祿に繁れ。或

は妻子は繁れつ。愛惜嗜慾は禁術を。滅却せらるるものよ似たり。利祿妻子は  
縁あり。愛惜嗜慾は麴の如し。これを火宅の煩惱といふ。かれば人の賢不肖  
禍福得失寵辱榮枯。皆これ五馬社中あり。莊子が一馬。禪家の十牛。及  
劉安が塞馬の言も。よまこの外あらずかし

○附ていふ。文政五年壬午の春閏正月十六日。戯作者式亭三馬死す。享  
年四十七歳なり。三馬は江戸の人。名は太助。板木師菊池茂兵衛の子なり。同年の夏六月二日。烏亭馬  
馬死す。享年八十歳。馬馬も江戸の人。名は和助。はじめの大工。同年月日。錦馬  
死す。享年七十許歳なるべし。錦馬は富本豊前太夫が俳名なり。その實名を午  
み呼び。識者戯れよい入るる事あり。今茲は支干壬午は當れり。壬は水也。逝てかへ



ちの象あり。この春三馬が死せしより。馬馬錦馬も亦死せり。かくて三馬の名  
 の數の空一からぬ奇なり。ある人これを予に報て。和君も用心一給へり  
 一にいはれども。予答ていふその數より入るまじけれ。錦馬の素より識る人なら  
 す。馬馬三馬等といふの年來絶て久こと交らず。忌嫌ると聞えしよ。いひて  
 かの伴ふべき。且そのわざい似たれども。行ひさまの異ふるを。閻王のいふこと食  
 けん。かれば氣づかひあるべからず。うち戯れたりければ。ある人いたく笑ひよ  
 けり。これらに事なき事なむら。そのころ筆の走ればなん 右三馬  
 ○かきりていふ。松前の老侯い。なごく馬を好みたまへば。乗らぬのむな。と  
 大のふらふを聞えたり。それはよや寛政中鐘愛の駿馬あり。老侯みづから

れに名づけて一瞬といふ。蓋一瞬の瞬目の間よ走る。いとばと里よか及ぶ  
 の義なるべし。この馬は前薩摩侯 中將重豪公 より贈られし。その封内なる喜入野  
 の牧より出しものなり。かくて享和元年の夏。一瞬病て死せり。實は五  
 月九日也。老侯則その尾をもて拂子とし。又その鬣を駒籠なる吉祥禪寺に  
 送りて葬らしめ。その上よ碑を建るよ及て。碑文を山本北山子に徵め玉ひき。  
 かの寺の學寮のつらなる一瞬家はのみ。江戸よて駿馬の碑を見らるといふ  
 めづらかに覺ゆれば。録すること左に如し

駿馬一瞬碑文

良馬世多有。然傳者無幾何也。非遇良主知其能。不得奮其力。而



盡其用。主亦或有為之。輝揚威惠於一代。關侯赤兔。翼惠玉追是也。若能傳後長存者。在辭以文之。漢武蒲稍以樂府。楚項烏騶依悲歌。享和元年五月初九。松前老侯愛馬一瞬。病死于鹿樞。侯雅善騎。無駿稱意。聞薩摩國出良馬。求之薩摩重豪公。辭云。吾不敢欲。若少年輩所愛。鬃毛如油。髀項如腴。步履協聲律。馳驅合曲度。唯神速若掣電流星。則足矣。至旋毛吉凶。尾鬣疎密。毛色驥黃。皆非所拘論云。公壯之。贈封內喜入野所出駿馬。一瞬是也。亡論眼如鈴。蹄如鐵。形色大小。不更細說。人望知其為神駿。自薩摩至江戶。路程數千里。跋涉險阻。力不少罷。蹄不少損。精神自若。無異常日。於是乎侯喜可知也。試其能。

紫紅練於尾後。驅而奔之。一匹練長引不墮。如紅虹經天。脚下颼颼。只聞風聲。瞬目間盡調馬上。力猶有餘也。侯鍾愛之。朝夕撫養以為樂。及其死。不能割愛。乃取其鬃。瘞于江戶駒込吉祥寺後山。取其尾為拂子。朝夕手執之。寓愛惜之意。又欲求北山信有辭。以傳于後。嗟呼。一瞬遇良主。幸也夫。享和元年辛酉夏五月北山信有撰。文化の末よありけん。老侯ある日興繼よ告てのたまはく。我曩よハ只馬よ乗るゆゑをのみ知りて。馬を養ふことを知らず。さるより彼一瞬よ乗る毎に。色衣ななどを引かするよ。その絹の地よ着ひて。いと長とひるがへるを。興ある事よ思ひ。ハ甚よ誤りなりき。若さる事をせざりせば。彼の馬をば殺すまじきよ。



今に至りて三折の效を悟るも甲斐なしとて。いとをしみ玉ひしとぞ。此ころ使者をもて。予は馬尾の拂子を見せさせて。いまだこの拂子の箱書つけなし。何ごかひすべきを問せ玉ひしかば。驥拂とあるべき孟反拂などともあるべからん歟と答まうべき。右二馬

文政元年戊寅の冬のころ。老侯又駿馬を求得て。錦帆と名づけたまふ。則無養の方を替て。其厩に屋を葺かず。又板を敷くことなき。只その牧ありけん如く。馬のままよくせられたり。かくて二年の春二月。錦帆馬を試みて。長臣蠣崎氏左兵衛廣見後に改て采女といふを載せて。鎌倉に遣し玉ふ。其月の十四日十五日の兩日。往返既し兩度及べし。こゝ未曾有の事なれば。老侯特は歎の

あまり。解は其記を求め玉ひき。おのれにわきて漢文をよませす。能文の儒者多かるよ。此義のゆるし玉へむしと。頻に推辭まうせしかども。あたし人よの望みなし。いよもひんよも綴りていよのんをいするよ免れむなと。俄に創してまゐらせたり。然るよきのふゆとりなとその草稿を探し出しつ。いよをがましきむらなから。録して數よ充るの

駿馬錦帆記

松前老侯使者謂予曰。吾老君性愛馬。頃購得良馬。因徵其記。是以傳命予。謹對曰。昔者秦少浮序八駿。杜甫贊韓幹馬八駿。韓幹即畫馬也。若李伯樂相馬經。及劉禹錫說驥。雖云生馬。而非為一馬為之者。解之寡聞。加之



昧于馭法何以能之。然懇命不可得而解。敢問老侯之愛馬。為武備乎。為  
 畋獵乎。又唯為衣以文。繡置以華。蓋席以露。牀啗以粟。脯以做。楚莊之舉  
 乎。天下不憂無千里之駒。千里之駒。獨苦於不遇伯樂。貴使所謂良馬者  
 何也。曰。四蹄疾如飛禽乎。曰。三鬃鬣如貞松乎。逸態被々為虎文者乎。駮  
 骨超然擬神龍者乎。嘗所牽於大宛乎。抑所出自月支乎。願聞其詳。使者  
 莞爾笑曰。僕也以叟為通達洒落之士。不憶言之恃于此。夫善騎者知驥  
 而取之。猶明君知賢而用之。安侯伯樂。然後求良馬之為哉。齊景公馬有  
 千駒。而孔子譏之。楚莊王馬以士禮。而優孟諫之。吾老君亦以為節柄。大  
 約馬之用。在載而馳。奔蹄速為良。遲為蹇。蹇驢服駕無用。是以人々却之。

良馬武事有用。是故人々求之。雖則求之。然良馬難致。非良馬之難致。知  
 之之難也。骨法卓然。未足以為良。毛色鮮明。未足以為良。飾以錦繡。以置  
 銀鞍。非所以愛馬。加之以衡扼。齊之以月題。非所以養馬。吾老君毫無取  
 焉。唯考其臧否。而擇馬養馬。既櫪中如牧馬一般。蓋隨馬性也。是以馬力  
 壯勇。騫馳如意。漏藩嘗有駿馬一瞬。得之陸摩侯封內。喜入野。至享和元  
 年五月九日。斃。老君乃請山本北山識其顛末。一瞬冢記是已。今之所獲。  
 不讓於一瞬。名曰錦颺。是馬出於下總州葛飾郡小金原中野。其國人吉  
 野嘉橘。養之七八年矣。奔蹄神速。不與群馬俱。村翁牧童。曾稱龍種。吾  
 老君聞而徵之。其牽來之日。初見之。全身薄黃。即駟馬也。其高勝常馬四



寸。年紀八歲于此。左右稱良。老君欲試之。即命家臣蟻崎廣晃。遠到于鯨

倉。時二月十四日。廣晃跨錦驅馬。曉天寅三點出邸。辰牌辰鼓過六分到鯨倉。

謁鶴岡神廟。是日申牌申正鼓還邸。明曉十五日寅一點廣晃鞭錦驅馬。復赴鯨倉。

已牌已鼓過八分謁鶴岡神廟。進退如昨。社人安田進吾。謂廣晃曰。江府騎馬

之士。約往返一日而詣本宮者。為不尠矣。其名簿歷々在於此。然同人同

馬而連日造於此者。未之有也。宜錄竹帛以藏神庫。屢歎賞不已。明日神氏與廣晃書

以慶賀焉。此夕戌二點廣晃還邸。邸在江戶下谷三絃塹上。至相摸州鯨

倉郡鶴岡八幡宮。坂東道一百里又二町。天朝之制。揣里數以二町段。六十

昔者關東六町為一里。謂之坂東道。今則三十六町為一里。坂東道一百里

又二町者。今之十六里又二十六町也。下谷三絃塹至日本橋三十町。日本橋

至品草驛二里。品草至河崎驛三里四町。此間有餘戶二十六町。加以為云

云。河崎至程谷驛一里九町。程谷至戶塚驛二里。戶塚至鎌倉四里六町。土

俗私以五十町為一里者。往往有之。謂之田舍道。戶塚至鎌倉亦復如此。此

因以為三里。其實則四里六町也。三絃塹至鎌倉鶴岡社頭一十六里又二十

六町。即坂東道一兩日路程。無慮四百里而有餘也。以今之里數。即六

百。里又二町也。而錦驅馬。四蹄無一蹶。廣晃亦不敢曰勞。其詰且使於養輪躋其候。亭午返命。

進退自若。僕所聞見類如此。敢請叟文之。則足也夫。予聞之喟然嘆曰。善

哉。老候之愛馬也。能養士。然後養馬。是以其食足矣。其食足。則其材美矣。

非獨其馬有千里之蹄而已。其家臣亦有千里之能。可謂士馬之養得其方



先人之遺志。使者欣然竟去矣。明日乃綴是記以呈馬。文政二年己卯春三月飯台瀧澤解撰

この記文の事。その年の春三月十六日。老侯の使者長尾友藏來訪して命を傳ふるより。同月十八日は創しつゝ。廿日にこれをまゐらせにき。駿馬の名をじめ錦帆と書れしを。予がこの記を綴るよ及て。帆を颯と作れり。使者この義を詰りいひば。予答て颯の帆と通ふの義あり。且字書よ水行曰帆陸行曰颯と候。駿馬の爲よ舟帆の帆たらんより。その字馬は從ひ風は從んこそ勝れるやうに覺え候。いかゞ待るべからんといひしを。使者やがて歸りまゐりて。云云に申すよ。かば。老侯領き玉ひしとぞ。かゝて次の年よありけん。聊所要の事有て。

書肆より淵鑑類函西三帙を借よしつ。是彼と披閱せしそが中よ。第四百三十三卷獸の部馬の三よ。古今注を載て曹真有駿馬。駿音史名驚帆といふよし見えたり。かゝれば唐山よて魏の時をや。馬の名よ帆をもてまつる。ことありけり。これよらば錦帆もはじめのこと。舟帆の帆よ作るもよしなきよあらず。拙文のうちこの故事を引もしたりのみ。今しも堪ぬ恨にこそありける。追録。宛委餘篇云。呂布有赤兔。張飛有玉追。曹真有驚帆。曹洪有白鶴。又云。驚帆魏曹洪所名駿馬也。馳馬吳孫權所名快船也。二事正相反而又相對。出一時甚奇。此の條の曹洪とあるは曹真の誤なるべし。駿馬



は帆をもて名づけ。快船は馬をもて名づけし事。共は三國鼎立の時であれ  
ば實は奇也

右五馬三馬二馬の拙編。思ひしよりいふことの多とて。紙の敷いかなりぬ。世は  
いふ下手の長談義なるべし。文政八年乙酉春三月朔

○松五郎遺愛馬の考異

琴嶺興繼

今茲暮春朔日の兔園會は。家嚴の書つめて披講志たりし五馬之一。陸奥の  
伊達郡箱崎農民傳兵衛が子の松五郎が遺愛の馬の事。當時松前老侯そ  
の近習を命じ玉ひて。圖説をつまびらひは録し玉ひしもの。獨り家嚴はひと  
藏め失ひて。つづね求めたるよし。いこれ見えざりければ。暗記をもて書れし也。

あつるよりの日。もつたなその圖説をたづね出たり。叔披閱せられし。兼は  
誌されし。大かたは違ひぬ。暗記の失なきよあらず。家嚴則その書寫を興繼  
がきめ一ていへり。あつる實録よいかつたつとも錯誤あらん。遺愛の事なり。そ  
のたづねるるつづねをなほ書わらためて。後のまよぬは披露せば。あつ思へり。も  
同じすぢならん。つづねを再びせん。煩ハ一と且事ふつよて。勞ふしも得堪ず。汝  
われも代つてされかれなよ。比較して。足らざるを補ひ違入るを正せり。いは  
れたり。ものれ不似よして。文辭のうへよ。その才露ばかりも有らな。何と書  
んまや。思ひ類ふものあら。もしあつる事なかりせば。いひでの不文の筆す。あつを  
晴なるむしろよ。あつ出。諸先生を玉をつらね。錦をひるひ。せる文場よ。加ハ



るべきを得べけんや。推辭も事よするべきものを。思ふばかりをいめてよ。おちくたがへるごころもをあらは誌すと左の如し

奥州伊達郡箱崎村ハ。御領よて桑折御代官所の支配なる。同村の百姓傳兵衛ハ高橋氏にして。文政二己卯に年四十七なるぬ。渠ハ元禄年間より代々當村よ住居して。相應の百姓なりしよ。近年いよくゆたかなりぬ男女の子ども三四人あり。彼松五郎ハ家子なり。又この家よ老母あり。傳兵衛素より孝心ふかく。よと老母よ仕へしかば。松五郎もその心親よ劣らず。これよりその二親の志よたがふごころなく祖母よもよと仕へたり。且その性馬を好みし。一編よきかたれし如し。かて松五郎ハ文化十四年の夏の比より。勞

療症よて病にづらふごころ二とせよ及びつ。文政元年戊寅の十月廿七日は享年二十歳よて身まひりけり。兼編よ文政二年十二月十二日は病死せしよ。なきるかれし。暗記の失ふるべし。

かて次の日松五郎が亡骸を棺よ歛んとせしとき。祖母并よ二親哀傷よ得たへず。松五郎が手道具やうのものを。おちまたんりあつめて。棺に納んごころりしを。親類たるものひそかよ諒て。其事甚きおるべからず。當今ハ六道錢すら嚴と停止せられしよ。まいてかゝるごころを。むなしと土中よ埋んハ。物體なきごころなり。も。一思ひのうたはまハ。まめむかひ諒しかば。祖母二親もその議よ任して。ごころいせすなりぬ。さかるとの宵同村の貧民四五人。手



傳の爲よきて来てをり。はだめ松五郎が棺の内へ手道具やうの物を納て  
つひにさういひ趣をもれ聞て。そのうち親類なるもの諒よよりて。さう事ハせ  
ずなりし。こゝをきらす。こゝをもち件の四五人竊よ示合しつら。同月廿九日  
の薄暮より打つどびて酒四五升を求め來つ。これを飲このむほどに。酒氣よ  
乘して松五郎の墓所よ赴き。既よそと新墓を發きし折松五郎が遺愛の馬  
ハ既の横木を推破り。墓地よ走り來つ。件の惡者四五人を跽仆せし事の趣  
ハ。曩編よまるとこれハ。これを隣村の百姓なりといへり。傳兵衛  
が聊遠慮もていひし事よ。實ハ同村の百姓なりけるよし也。すべてこの箱崎  
わりの。人氣よろしからの所よありけん。かゝるまじき事をするもの折くあ

りこそ聞えたる

さて件の馬ハ青毛なり。曩編よ栗毛とあるこれハ是又暗記の夫なり。ふの馬  
ハ鞆鼓野といふ牧より出たるを。二歳のとき傳兵衛が縦弟龜次郎といふ者  
馬市にて買取來たり。松五郎ハ馬を好む。傳兵衛も亦馬を愛する心ある者  
なりければ。すなわち乘馬よせんとして乘立しむ。地道よろしからず。遂よ小  
荷駄よまたりける。されども松五郎はだめよ。この馬を鍾愛して。みづ  
から秣を調ひ又ある時ハ餅菓子なども食せ。田畑ハ牽もてゆき。決  
て家僕雇人などよあづけず。みづから牽てゆき。又傳兵衛ハ  
又傳兵衛ハ菩提所ハ。真言宗よ。普賢山福嚴寺といふ。住持ハ覺應法印と



て。文政元年その齡六十七歳ありと聞えし。又この寺ハ傳兵衛が居宅よりハ三町許北の方あり。又その墓所ハ寺を距ること東南のかた五町許あり。傳兵衛が宅より墓所ハ東南の隅ありたりて。相距ること二町程ありといふ

松五郎ハ戒名ハ寂光院貞心自了信士 文政元年戊寅十月廿七日二十歳

松前家より件の趣をよと質し問て家嚴は示し玉ひしハ。文政二年六月十三日のことあり。後考の爲よその簡牘を寫し出すこと左のことし

松前藩長尾氏手簡

昨夕ハ罷出御目通殊々寛々御物語仕大慶至極奉存候其節申上置候箱崎馬之巨細書差上候様被申付則爲持差上候間御落手願上

候早々頓首

六月十三日

瀧澤様尊下

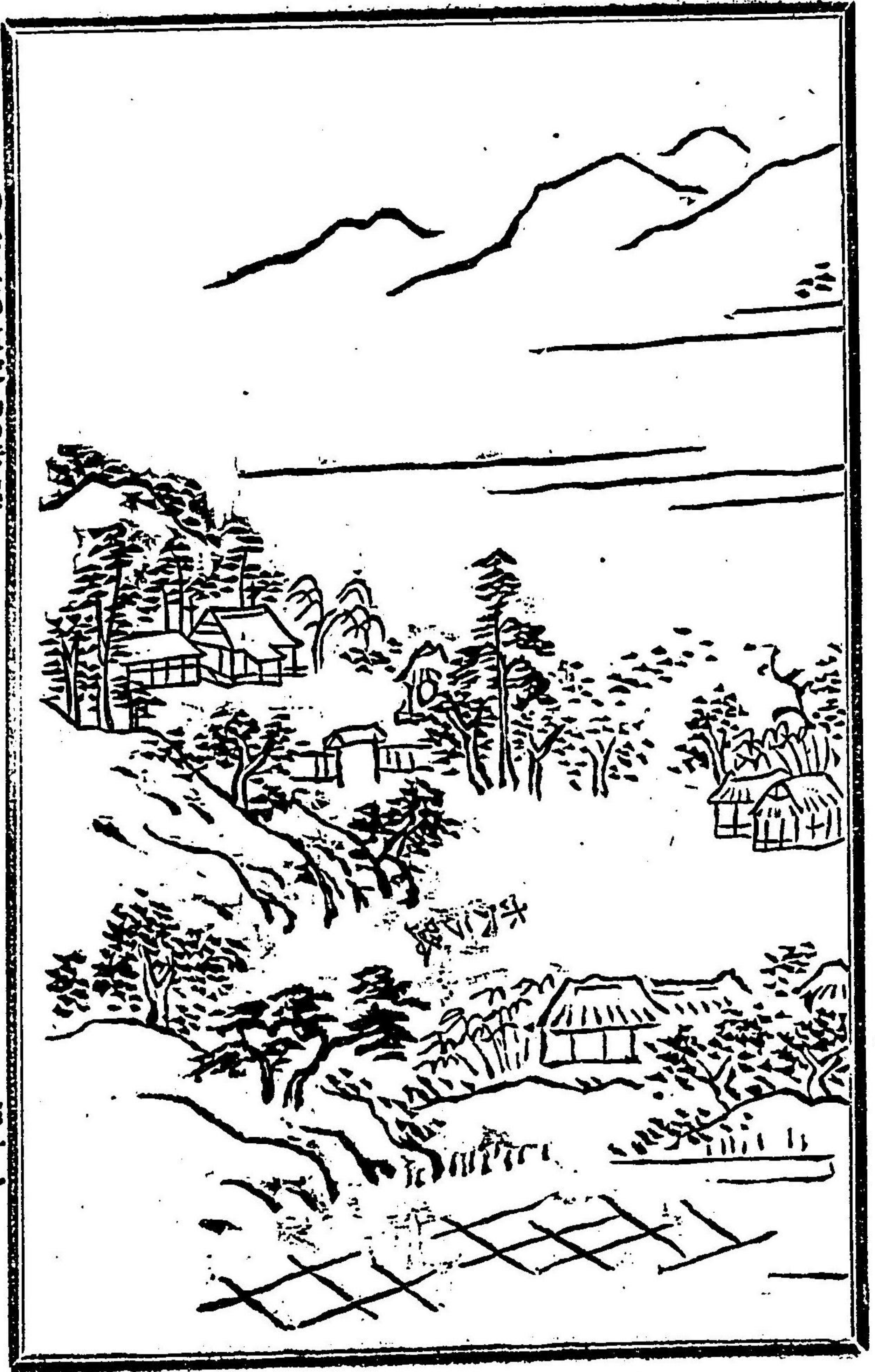
長尾友藏

同藩櫻井氏手簡

一筆啓上仕候甚著之砌御座候得共上々様益御機嫌能被爲遊御座御同意奉恐悦候隨而貴公様彌御安泰被成御勤仕目出度御義奉存候然者蒙仰候箱崎名馬實説巨細書奉指上候宜敷御披露奉願候且又右馬之儀茂箱崎傳兵衛從弟龜次郎と申當時瀨之上驛ニ別宅仕馬喰高賣仕居候間同人へ懇意仕候出入園吉と申者へ



○松五郎遺愛馬の考異





申合承合候得者龜次郎心易受合候而伯父傳兵衛へ申込候處與繼云伯父傳兵衛といへば龜次郎ハ則傳兵衛か爲にハ甥なるべきを傳兵衛が從弟とまるせしハころえがたし從弟ハ甥の誤りか猶たづぬべし 中々放候様子無之旨態々以飛脚申參り候右紙面貴公様迄指上候間可然様御取器御沙汰奉願候乍併此上是非々々被爲有思召候者又々一手段仕見可申候得共先此段奉申上候猶又箱崎傳兵衛居室寺墓所等疎繪圖奉指上候彼是可然様御取合奉願上候殊更此間家内ニ病人有之延引仕候段奉恐入候何分宜敷御執成奉願候右之趣可得貴意如此御座候恐惶謹言

六月二日

土屋翁平様

櫻井朧齋

別紙奉申上候合紙面入御覽候瀨之上ノカミ後藤龜次郎者箱崎傳兵衛方ヨリ別家仕者之子ニ而傳兵衛ト者從弟ニ御座候此段御舍ニ被置御披露可被下候以上

翁平様

朧齋

傳兵衛從弟龜次郎手簡

飛脚ヲ以申上候暑氣甚敷候得共彌御勇健ニ可被成御渡下奉賀候然者先日者御目通大慶奉存候其節御咄被成候箱崎傳兵衛へ馬之義申聞候處實忠義ニ相當り候馬之義ニ御座候得者傳兵衛方ニ



テ飼ころしは仕度より御座候尤外々ヨリ悴松五郎氣ニ入一人ニ  
而飼立候馬ニ御座候得ば猶更右様之義有之候而ハ相はなし兼候趣  
ニ御座候右之段何分御断り申上候早々如此御座候以上

五月廿七日

瀬之上

後藤屋龜次郎

新田屋園吉様 要用

長尾友藏ハ松前家の臣なり後改所 右衛門又櫻井朧齋も同家臣にて當時在梁川  
なり一警官なり又龜次郎といふ者ハ高橋傳兵衛が從弟なり櫻井朧齋が  
れて園吉が龜次郎と識る人なるをもて則園吉をもて彼馬の事をはからハ

せしよ。傳兵衛がと辭して書らるる事簡牘に見えたるが如し抑この奇  
談ハ浮たることよあらず。忠孝の端よもかつら入る事あればいさかも違ふ  
ことな。あつらるるまじよ誌しおとべこと。家嚴のいれしよよりて。この事よ及べる  
のみ。文政八年五月朔琴嶺興繼

百川云。凡考證の文字ハ。古事を引證し。彼を較べ此を比し。無用の事を  
争ひ。不急の話を多とするのみ。益ある事少し。されば余ハ考證の文字を好  
まず。されども此琴嶺の考證ハ。よく近時の事を訂正し。その事を實とする  
の功あり。かゝる考證こそ大よ世よ益あれ。曲亭の文章。小説ハ飾多。も  
ごより作りものよあれども。ちよちよの道理と思ふもの少からず。獨事實を



記するに至りてい。一小事といへども苟もせず。琴嶺またその志を繼てこの訂正あり。父子心を用ゐるの老實なるは多と得むなし

○佛庵所藏元吉原畫屏風圖說

元吉原は元和三年の春よりはじまりて。明暦三年の春今の地よりうつされよきはじめの地よりけり。四十年の程になん。よりて吉原由緒書といふものを按ずるよ。慶長七年の頃相摸の小田原浪人庄司基右衛門一本作二勘右衛門といふもの。當時江戸の町々麴町八丁目鎌倉河岸大橋は別れをける遊女屋どもを。ひつと所につとぶべき地所をたまらんとを願ひまうて。箇條の目安をたてまつりしかば。元和三年丁巳の春三月。傾城町を御免ありけり。

この時の町奉行は米津勘兵衛ぬし也。本多 則葦屋町の下のかたよて。二町四佐渡守殿着座にて仰わたされしといふ。方このの地をたまはり。やびて基右衛門をもて總名主ななされしといふ

寛永の江戸圖并は明暦三年正月開板の江戸圖よりて考るよ。元吉原の一廓は今の曲突河岸のほとりよて。彌宜町と尾張町の此尾張町は京橋はあり町にはあり町に段あり。こよいふ彌宜町は堺町の舊名なり。寛文二年江戸名所記刊行の頃までも。その書卷は彌宜町と云るせし。これ則堺町葦屋町のことなり。まかれどもこの彌宜町は。今は堺町より北のかたよ相距ること凡一町ばかりよして。今の和泉町高砂町のほとりなるべし。かくて明暦丁酉の大火後よ。こころにたりの町わりをすべて改められしかば。今はいづれを何れ

○元吉原圖說



の町ぞと定めに考がたかり。江戸名所記に、中村市村の兩歌舞伎を禰宜町とまるせし舊名によれるなり。寛文中に、既に堺町の來たり下抄録せし圖説を考ふべし

まわると當時その處に、あちこち沼よてあせければ、俄に蕪葎を刈拂ひて、平坦な築ならせし此義よりて、里の名を葎原と呼びなせしを、後よめでたき文字よかへて、吉原よ作るといへり

かゝてその一廓を、巷路をひらとて、すべて五町、その第一を江戸町一丁目といふ。この開基の地なる故に、江戸繁昌の御餘澤を蒙り奉らん爲に祝して、云々名づけたり、よよ、柳町なる遊女屋どもの、みなうちつとひて家作りまけり。且名主甚右衛門もこの處をりといふ

吉原大全に、庄司甚右衛門が家名を西田屋といふ。これが、この遊女たそやが事より、たそや行燈をともすといへり。よからば、甚右衛門の名主よて、遊女屋をも兼たるものなり

第二を江戸町二丁目といふ。この、鯨倉河岸あり、遊女屋等がみな移徙して、このよつとひき。第三を京町一丁目といふ。この、麴町なる遊女屋等がこの處よつり住ぬ。故郷に京のものともおれば、よか、と名づけ、とぞ。第四を京町二丁目といふ。吉原開基のよしを聞て、よか、京より來つるものとも。これ彼多くなりよければ、この處に集めをら、一つ。この故に、町つとりの一兩年おこれしよか、新町ともいふといへり。第五を角町といふ。この、京橋角町なる遊女屋と



ものいたとおとれて移り住ぬ。こゝをもてこの處に寛永三年冬十月十九日。町つくり成就せしごと


寛永の江戸圖よりて考るに。當時吉原ふる五丁町に江戸町京町新町角町賢藏寺町すなはち是なり。此賢藏寺町を改めて江戸町二丁目と唱へし。寛永の末なる歟。正保慶安の比よてもあるべし

かり一程。明暦二年丙申冬十月。吉原此地所御用地となるよ及びて。おなじ月の九日は云々と仰わされ。外よて代地をとださるべし。仰わされたりけるよ。この時の町奉行は石谷將監ぬし神尾備前州なりといふその明年丁酉の春正月十八日。本郷なる本妙寺より失火して。江戸中のありなと焼ければ。更よ所替の義を

急せたまふ程。山谷鳥越のほごりなる百姓の家を借りて。まばらと渡世したりける。是吉原假宅のほごりなり。この後いと程もな。淺草寺のうしろ日本堤のほごりにて。二町よ三町のかへ地をとだされ。大門口より水道尻まで。京間百八十間。内ノ坪數二万七百六十七坪。吉原大全にまゐるせしむかくの如し。舊地より五割増のかえ地也晝夜とも渡世いたすべき旨を仰りたされ。是まで晝引料として御金壹万五千兩とだされ。但小間一五兩ついの積り也同年八月上旬。家作落成してければ。みな新吉原よ移徙して。生業をせしといへり。江戸中なる風爐屋の髪洗女と唱へたる隠賣女を嚴禁せら原へ移り住ひし程に。茶屋遊女持ともにもすて七十餘人ましたりといふ右吉原由緒書の趣を略抄して愚按を加へり



元吉原の事を書きたるもの。是より外はまことと據へべきなし。思ふは當時坊間の繪草紙などもありつらんを。みな明暦の火よりせて。今ハ一枚も傳らぬなるべし。其れども萬治寛文より。また貞享元祿中刊行の草紙よりて考る。最初妓院の光景をも。想像するよしなきあらず。就中江戸名所記ハ寛文二年の印本なれば。その書の刊行。元吉原の新吉原へ移されしより。纒に六箇年の程なり。かれば名所記に寫し出せし吉原の圖説を見て。元吉原に在りし程の形勢も。ひとそありつらめと思ひあはするよ足れり。又寛永明暦の江戸地圖ハ。なほ彼妓院どもの元吉原に在りし時なり。廓中のありさまを見るよしも足るよしなれども。その地と巷路の方位は。明證とすべき

もの也。この他吉原の草紙ハ。予が見つるハ。缺本の多けれど。書名も巻數も三年の印本よて。明暦三年新吉原へ移されしより。纒は十七年後のものなり。此書に直之といふ村間の事を旨と綴りふりたり。そのと繪を見るよ。かの直之が。ありさま鬚薄として。卷立の茶筌髪也。 如し。黒羽二重。こむぼーき小袖を着て。羽折を着ず。その紋ハ丸の内は四つ目結をつけたり。此直之が揚屋與五兵衛へ遣す狀同書はあり。こハ揚屋と一紙の格よて書たり。この直之ハなきぶしやうの小歌ハ。妙なるものよありけん。むかしある人の藏書よ。直之直傳とあるしたる土手節の本を見り。この二書ハ。只今唯一本あるべきものよして。尤珍書とするよ足れり。おもふは直之ハ元吉原より新吉原へ







せしものなれば、なきことを書めらふすべしとあらず。されらを見ても元吉原は在りし程の里詞はいよくひなびて。絶倒するほどの多かりけんとおもふなり。又吉原大全など、いと後よいで來たるものなれば、疑しき事なきあらぬをふかく証といふがたし。又菱川師宣、鳥居清信、奥村政信及予が舊族羽川珍重等が畫さし、皆今の吉原となりての畫圖なれば、元吉原の考よはえつなし。ふるき繪卷の殘缺なども。元吉原の圖の傳らざりし、元和寛永のころまで。江戸よはなほあはるべき浮世畫師のなかりし故なり。

予一日小梅村なる南無佛菴を訪ひし、坐邊ふりたる二枚折の屏風ありけり。そのおしたる畫を見れば、元吉原の圖は似たり。予平爾に志て、わい云々なら

すのういふよ、あるこの翁驚きて、これいまださるよゝを志らず。その説あらば聞かばいし。いかゞぞやと問るよ。已ことを得ず答て云。今この畫中の人物を見るよ。遊女と客の風俗と。彼寛文の江戸名所記及天和中江印本なる。吉原の草紙は圖したる妓院の風俗とよく相似てそれより少し古くおもはる。むかし遊女の結髪せず。慶長の頃までも、髪のうちを少しむすびて、うしろごまは是をさげたり。寛永明暦に至りても、只その髪を推絞けて頭はおけるのみ。寛文延寶の頃といふとも、猶今の遊女の如く、髪に飾を盡せしものなし。當時は市中は伽羅の油なければ也。さるを吉原大全よ。大橋柳町兵庫屋の家風をまなびて。今も兵庫屋風といふ鬘をなすといへるハ疑ふべし。抑慶長元和の頃の



遊女ともが。何風といはるべき鬘をすべきよしふし。凡遊女の髪の新町な  
 る山本屋の勝山ふよりやそじまりけん。今も女の鬘は勝山といふは是也。兵  
 衛も同前後の又當時遊女の衣裳は摺箔縫箔をゆるされず。その事吉原由緒  
 書に見えたり。多し無地の絹紬又ハ縞類をのみ着たり。昔々物語も昔ハ縞類はゆる遊女  
 のまね也昔ハ常の女縫箔光る小袖を着るゆゑ。遊女昔ハ無地物縞の類を着  
 たり。常の女と風かゝるべき為なり。廣き帯してこれもかゝるべき為なりといへるハ  
 是なり。かの物語よむかしといひしハ寛永中のことなり。寛永中ハ女の帯の幅  
 凡一寸五分より二寸までなりしよし。春臺獨語よもいへり。この時も遊女の  
 帯ハその幅ひろかりしよしなれど。猶三四寸の上を出つべからず。この屏風に

圖したる遊女も其全體よくらふれば。その帯の幅三四寸なるべし見ゆ。是かれ  
 どもこれらはいまだ元吉原の考証とするは足らず。大約萬治寛文以來元祿よ  
 至るまで。かの日本堤の體たらと及大門口のありとまを畫きたるよし。嫖客か  
 ならず馬よ乗てゆきかへりする處なきハナリ。當時土手馬といふものハ流行せ  
 ーよよりて也。そのうち土手馬を禁止せられて。二挺立の小舟は。是かるよこの  
 やりしを。章廟御代正徳中。又これを禁止せられたり。是かるよこの  
 屏風の畫ハいふるき圖に見えながら。大門口とおぼしき處よかの土手馬を  
 畫かざりしハ明暦以前の風俗まで。元吉原の圖よあらん。只是のみならず。こ  
 の圖中なる大門口よハ外の方よ松を畫きたり。予が總角なり。頃一老人の  
 言を聞しよ。元吉原の大門口と南のかゝなる塹際よ。大きふる松兩三株あり



けり。かくてその松は明暦の火は皆焼しを新吉原へ移されてい。そのものを裁  
 すありーよー。故老のいれしこともである。彼舊地のほごりよ、松島町にい入  
 るあり。思ふよかの松のなほりよてある名を負したるよつにい入り。予は尚總角あ  
 るをみて。そのよーをきるしる書籍もあつた問へかりしを得敵をつければ。  
 今に至りてうらみす。かくて今ゆくりあつたこの屏風なる畫を見れば。大門口よ  
 松をあらけり。是は予が昔聞たる老人の言を啗合せり。そのをみて予はこの畫圖  
 を元吉原にやあらしと思へり。まかあれども寛永中の古筆に見えず。もこい  
 後に好事のもれ。元吉原の趣を傳聞たるよーあるをみて。まかうへつら  
 て。畫はあつたはかもの歟。まかきは當時古圖のありしを摹してそのよちあ  
 り。

らんとす。そのよちあつたの畫をみて。元吉原の圖をみる。そのよちあ  
 り。まかきはかまかだしてそののむせは翁すするよ領きて。歎ふに大かとならず。  
 さらば只今筆を染てこの屏風の上のむたよ。元吉原圖を書てよつて。みづから  
 秘藏の現を出しつ。墨すつなどして謹られたりいとおぼつむなきをながら。吾  
 よハ齡の十あまり五つ六つ兄なる人の。かうねへころよ求めらるるを。猶いあまん  
 いとすむ。あたら屏風を汚せよ。翁いかともあかやありけん。このうち又を  
 ちこちよ。友人つとへるむろにて。予と亦相見つる毎よ。元吉原の考を。つま  
 びらあは書てん。そのの屏風もろ共よ。後遺せんすといはれたり。予はこの二十  
 年あまのなだよーや昔の事なりとも。遊女治郎のうへなどい。あなごり紀すい



を嗜ます。えつなきわだかまの思ふものから。是すらいなむよいなみかねたる。口から高野のいづれに得られず。暇なき身のいづれを費し。曲なりなる墨を減らして。さらでも売たる筆を走らし。硯の海の底をかごなく。よよ淺はむなる考を綴りて贈るまわらするよなし

よ一原のよなのがれてもいける身の志よかへらねば人よつかい

文政八年正月中幹

著作堂瀧澤解拜具

南無佛庵老翁梧下

附ていふ。予が藏弄は寛永明暦の江戸圖二本あり。今畧抄して元吉原の舊趾を考る一端とす。前件の愚説と合し見たまへかし

吉原由緒書に。元和三年の春。葦屋町の下のかとまで。方二町の地を下し

とよりいと見えされど。當時には葦屋町といふ町名なし。抑彼由緒書は享

保十年の秋七月。庄司甚右衛門が六世の孫。名主又左衛門が家の舊記と

口碑は傳る趣を書つめて。たてまつりしものなれば。後世の町家よりて云云

とあるせいのみ。その書にいはゆる葦屋町は。彌宜町なること疑ひなし

寛文の江戸圖は。彌宜町尾張町ありて。堺町なし。明暦板の江戸圖は。彌

宜町堺町ありて尾張町なし。且寛永板に比すれば。その圖稍精細なり。按ず

るは寛永板よりゆる彌宜町は。葦屋町堺町の舊名なるべし。寛永の後明暦

の前は至て。吉原の西のかたを開發せられて。堺町と名づけしころ。勘三郎が



芝居ハ彌宜町より堺町に移リ。又彌宜町より市村竹之丞が芝居その他も人形座などのあつけんかし。かくて明暦大火の後。吉原いさら也。こらの寺院を皆御曲輪外へ移させたまひて。叔寛文中に至り町割悉く改りしとき。中村市村の両歌舞伎ハ。元の彌宜町のあたり二町の間を推ふらびて勾欄を建しころ。市村がなれるかたの彌宜町を葦屋町とし。中村勘三郎がなれるかたをば。元の町名よりて堺町と唱へならん。かくれば今の堺町も明暦板見見えたる地所ならず。又今の葦屋町も昔の彌宜町の地であらで。猶今の大門通りハ昔の大門通りと。その道すぢ異ふらが如くなるべし。考証の江戸圖の略寫これ予が藏書されむなり

百川云。庄司甚右衛門ハ財利をかしくきものといふべし。凡そ利を得ることの多きは妓院も及ぶものなし。然れどもも人身を驚かせて。これが爲は金銭を得るハ。極めて残酷のものふれば。それ弊害必ず多し。これを防がんとするよ。官府の威をわらざる事を得ず。せりてかゝる汚業もて官府の保護を得んとするハ。當時もありても甚難き事なり。こよは於て妓院を一處はあつめて。民間被害を防ぐは托し。已これが長となりて一廓を開き。やがて妓等の逃脫を防ぎ。又酒食の價を高からしめて己等の利益とす。官もまたこれを便利とするがゆゑ也。これが爲は保護を與ふるも及ぶ。實は昔より利を得るの大なる。されも及ぶもの無り也。然れども今日も在てハ。斯る汚業を公



然として官府の保護を許すべき。余はやくこの廓を廢して汚業をせむべきもたご思へり。此考證より用なき談なれども。因にいふよりす

○窮鬼

文政四年辛己の夏の事。番町なる四五百石ばかりの武家の用人。大かたならぬ主用にて。下總のむたほりなる。知行所へ赴きこゝありけり。江戸をたちてゆくと草加の宿のこなたより一個の法師あり。見るよ年の齡は四十あまりなるべし。面は青く又黒く。眼深くして世よいふ鐵壺めきたるが。頭尖りていと瘦たり。身は濁鼠染とわいふ袴の單衣のふりたるを襦はきみして。頭は白菅の笠を戴き項より頭陀袋を掛たり。跡よつき先にたちてゆと程は烟草の

火などを借られより。物いふことばはくふり。さて和僧は何處より何地へ赴きたまふよかと問ふ。法師答てわれは番町なる某の屋敷より。越谷へゆといふ。用人聞てふかとおやしき。そいひるることながら。われはその屋敷の用人なり。わが素より見知らぬ人の。わが屋敷ををることやある。出家より似げなとも。そら言をいひるよと。爪弾をしてあご笑へば。法師も亦あご笑ひて。なでふ和殿をあごむべき。和殿が吾を見知らぬなり。そもくわれを何ぞか見たる。これいふ貧乏神あり。和殿は譜第のものならねば。むかしの事いさらぬなるべし。これ三代巳前より。和殿の主の屋敷をなれり。さるより彼家より病むつらふもの常たえず。先代両主の短命なりき。只是のこならず。よつよつきて。幸ひ



なく貧窮既に世をわけて、祿いれどもなきが如くかとても家の亡びざりし  
 先祖の遺徳よれる計み。昔和殿の主人は、あかたの事有る。近頃  
 ハ又簡様々々。人よさらさぬ秘事を見つるが如く説示す。用人いたと駭  
 怕れて嘆息の外いらへも得せず。窮鬼いれを見かへりて、そのみおそろふこと  
 あらず。和殿の主は世に至りて、いよく貧窮至極きたれど、その數やうやと竭  
 たれば、それ他所へ移るなり。今よりして和殿の主人は、あかたをわける家となり  
 て。世をわけたる借財なども、皆返すへきやすがいいで來ん。秘め疑ふべからず  
 といふは用人心むちめて、あからば君いづ方へ遷らせたまふよやと問ふ。窮鬼  
 答てれば、さうも行かぬ遠くもあらず。和殿が主の近隣なる、何某の屋

敷よをらん。その移轉の程一兩日。いざいとの暇あれば、越谷にたりは相識るも  
 のを、訪んとして出て來たれど、翌は彼處へ移る也。見よく今より彼屋敷は、よ  
 ろづの事にちたなりて、遂に貧窮至極せん。和殿の主の今茲まで、頭を  
 撞ぬ如くなりてん。ゆめな洩しをいひつゝ、はや越谷まで來る程よ。あやし  
 き法師いづちゆきけん、忽見えたりと、いふは、いづちのきかして、あつて  
 件の用人は、知行所へ赴きて、村役人等とあつたふよ。たびくの借財なれば、  
 成易からじとあやふみたるに、事立ちらるゝのひて、思ひしより物多く、借  
 得てかへつげるとなん。この一條は、同し年六月の下つめた。蠣崎波響の説話な  
 り。彼用人と親しきもの。波響よも亦疎かられば、渠より傳聞しといへり。かの



武家并は用人の姓名も定かす。まことに奇談なるよしなれども。世よばのりの關は任せて。そこのくだりの具は記さず。猶遠からぬ程なれば。知りたる人もあらんか。

ちなみよいふ。世は福の神にて祭れる。富貴を禱る爲なれば。貧乏神といふもあるべし。且福の神の對。貧の富の偶なるをもて。神史は幸の神あれば。又在津日の神もあり。佛書にも吉祥天あれば。又黒暗天もあり。唐山よりこれを窮鬼といふ。東坡は送窮の詩あり。歳の十二月下旬。彼よて家の内を掃除して新年を迎るを送窮と云。この方の煤掃と相同し。送窮の事ハ荆楚歲時記五雜俎等に見えたり。又耗といひ正月といへるも。こよいふひんぼうかこと相同し。耗

ハ類書は載せたる唐逸史傳らす。玄宗の夢は見えし終南山の鐘馗の靈が劈き啖ひといふ鬼の名也。耗ハ即虚耗の義なり。よりに 皇國にて薫香のよほひのうするは耗の字を當たる也。耗ハ破財の鬼なるべし。又青ハ牛は似たる獸也。よと禍をなすといふ。黒青の祟ありしハ宋元通鑑徽宗紀に見えたり。これ宋の衰る兆なりければ。耗も年月もひんぼうかことよみてその義に稱ふべし。曩は家嚴といはれし事あり。近世江戸牛天神の社のほごり。貧乏神の禿倉有けり。ハ何某とかいひし御家人の窮してせんかたふさまよ。祭れるふやといひ傳ふ。そのを何もの所爲よありけん。その神體を盗とりて。禿倉のみ殘れりと。四方の赤は見えたり。はごめこれを祭つしもの。敬して遠ざくる意なら



んよハ咎むべきことあらねど貧乏神を盗みしはいかなるものかあつげん。  
こハ借金を質よむといふ諺ハ佳對なり笑ふべし。四方の赤まておもひ出たり  
天明の頃。四方山人が窮鬼の像賛よ。

おのれやれ富貴よふとておもふべきが貧乏神の勅をそむひばらふまねしを。

ある人難じて。この歌一首自他ふれば語をなへびたし。おのれやれ云云とい入  
る上の句ハ目也。貧乏神の云云とい入る下の句ハ他よあらずや。といわれよ。  
山人もいひこきびたて。急状を出されたり。こればとて難世し人の賢よして。  
よこ人の拙きよあらず。古人もかゝる謬あつ。譬は芭蕉の發句よ

梅をこらそぞりが衆かな女かなとい入るも。てよをばあはず。よてりか衆かな

女かなといへば難なり。又其角が發句よ

この人數舟ふればこそ涼かなとい入るも。てよをばあはず。船なればこそ涼み  
なれど。いふべし。家嚴のいへり。皆是千慮の一失よ。英雄人を欺くよらか。  
れらハ過庭の餘聞なるを。筆のついでよ志るすのみ

再いふ。鼠をも耗といへり。鼠ハ河よまれ噬損ふものなれば。破財の義を取りて

志の異名せしなるべし。沈存中が筆談よ。慶曆中。宋仁宗有一術士姓李多

巧思。嘗木刻一舞鍾馗。高二三尺。右手持鐵簡。以香餌置鐘馗左手中。鼠

緣手取食。則左手扼鼠。右手運簡斃之。以獻荆王。王云云。見第七卷

の機關。鼠を斃斃とせしも。鼠のこを耗といへば。彼唐逸史中ふる虚耗



の鬼よりいへりあり

予つね人の家に至る毎も。心をつけておれを見るに。その家盛なるは陽氣必  
室は充。又衰る家。陰氣必室は充り。夜分ハ燈火の明暗も。その盛衰  
いあらるものなす。およそ人の盛衰ハ。時運は係るものながら。主人の心術行狀  
よからずいふこともなければ。業を勤て著ることも。朝ごと起て陽氣を迎へ。  
埃を掃ふて陰氣を送らば。窮鬼も憑こるなかるべし。おれども眞の貧富を推  
とさしあなむち貴賤よるものもあらず。道を知るものおのづから貴と。足ること  
をすれば富るが如し。かの愚福よして毒壽なるも。貨を積て散すことを知らず。  
老て讓れる子のなきもの。臨終正念いへるものなし。も一顏淵原憲が志あり

て。且貧き家に入らんとつる貧乏神も。鼻をつまて必逃んと家嚴いなり  
くいへるなり。さりけりども巖居水飲浮世は疎。富貴を見ること糞土の如  
きハ。是人情あらずかし。窮達貧富を時に任して。生涯毀譽なく命長きハ。  
是天命を保んずる。大福長者といふべきのみ。

文政八年乙酉九月朔

琴嶺興繼識

百川云。いよいよ窮鬼の談ハ。妄誕不稽よして取るよ足るべしとも思はず。  
漢土の小説よいかる事いともあり。こハ用人が己が功を神よせんこと。の  
造り物語の。さらば琴嶺が古書よよりて。戯は作りものよあらん。それ  
ども末段の議論ハ實よその理あり。貧富ハ財の多少よるよあらず。足ること



を知つて節儉し。常は債主よはたられざるもこそ、眞の富といふべけれ。百萬の財を庫に積ごも、それを足れりこせず、機會を投じ一擧して萬々の富を得んご。反て一錢をも留めざるに至るもの。近世は往々これあり。これ等ハまごこの窮鬼を魅入れしものなるべし

曲亭雜記卷二下編終

明治廿二年三月廿二日印刷  
全 廿二年三月廿三日出版

定價金拾錢

編輯兼發行者

東京府平民

渥美正



東京四谷區四谷仲町  
三丁目十九番地

印刷者

幸田勝三

全日本橋區本石町  
一丁目壹番地

印刷所

常磐橋活版所

全日本橋區本石町  
一丁目一番地

發賣所

吉川半七

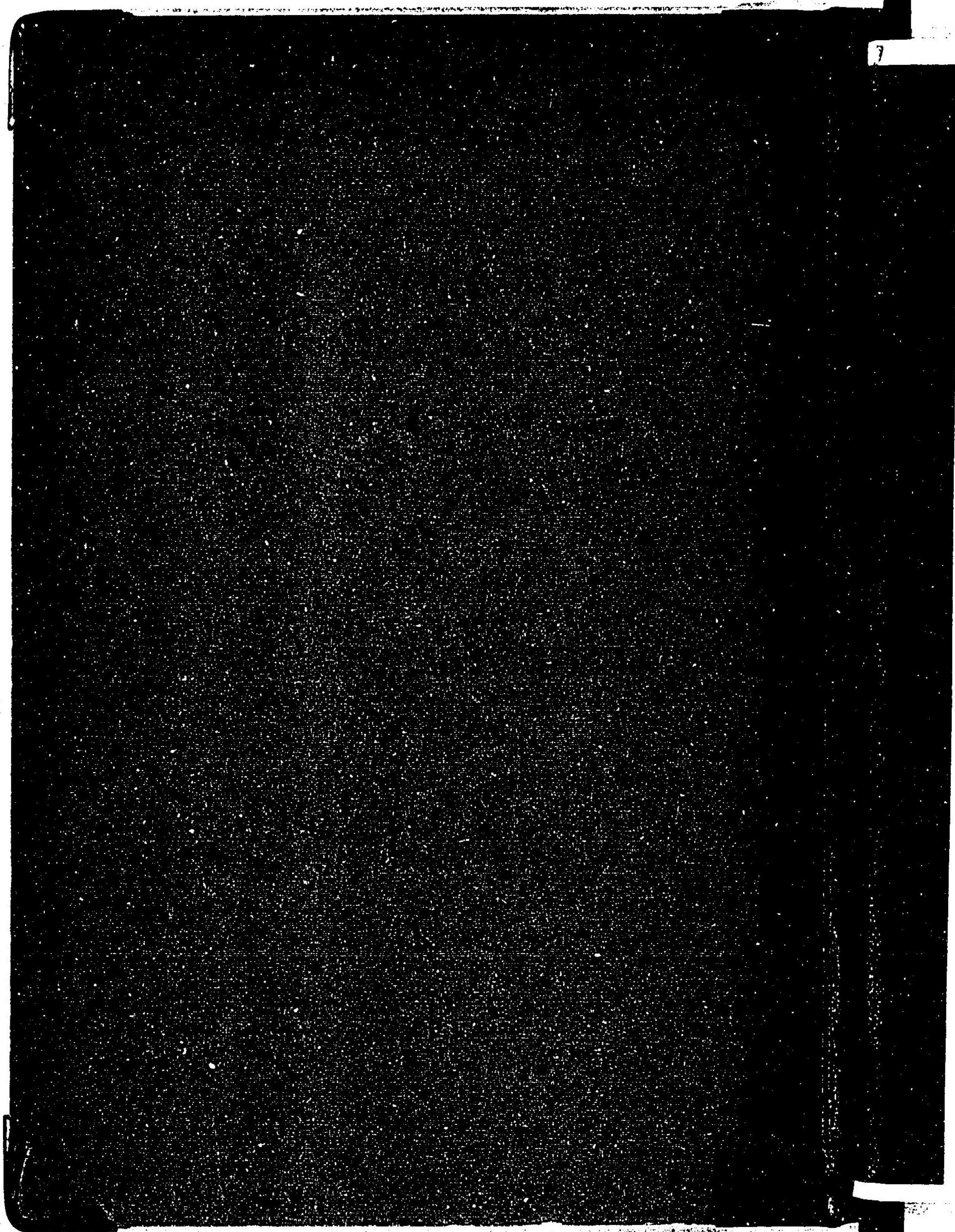
全京橋區南傳馬町  
一丁目十二番地



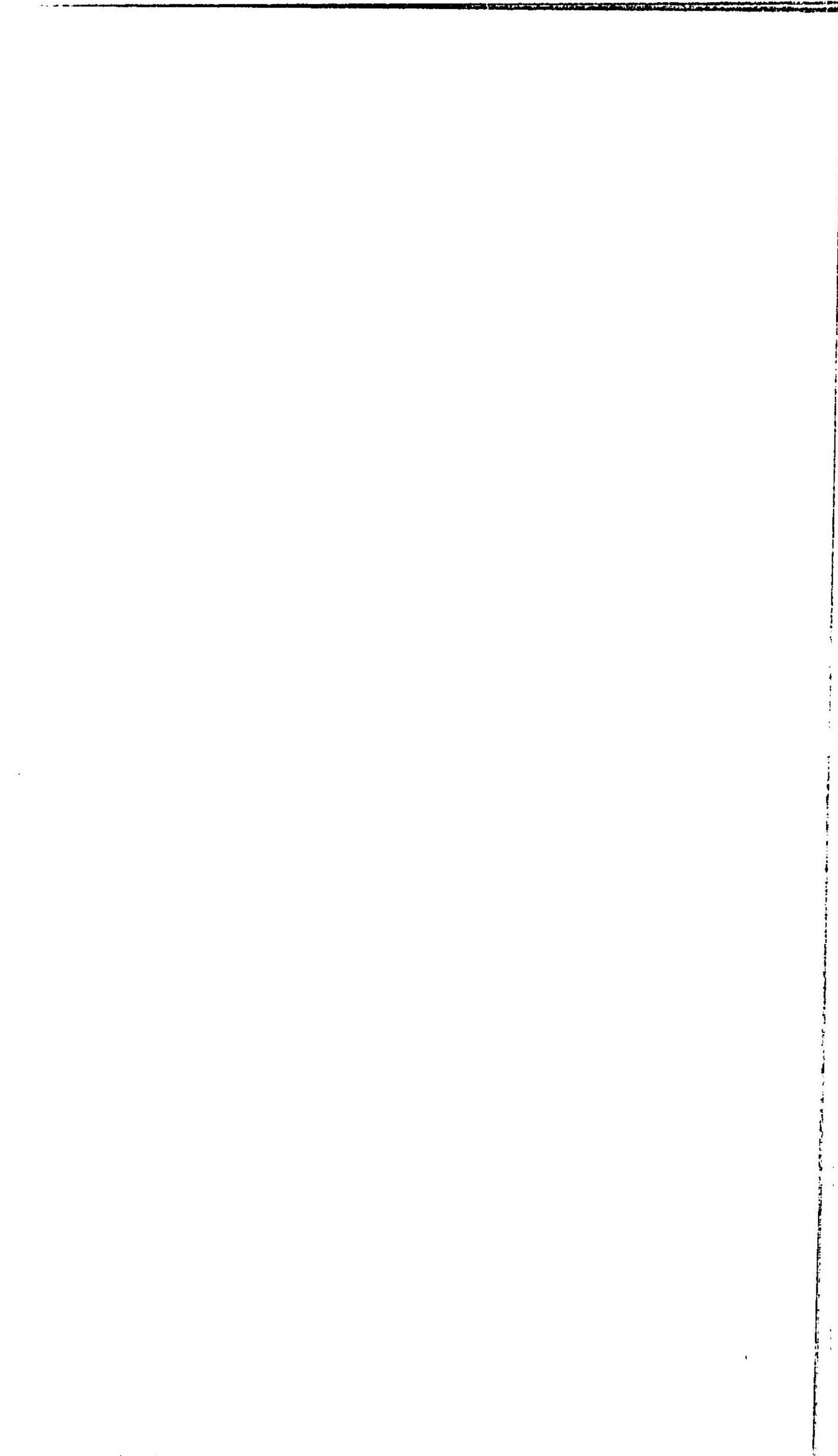


通信省認可

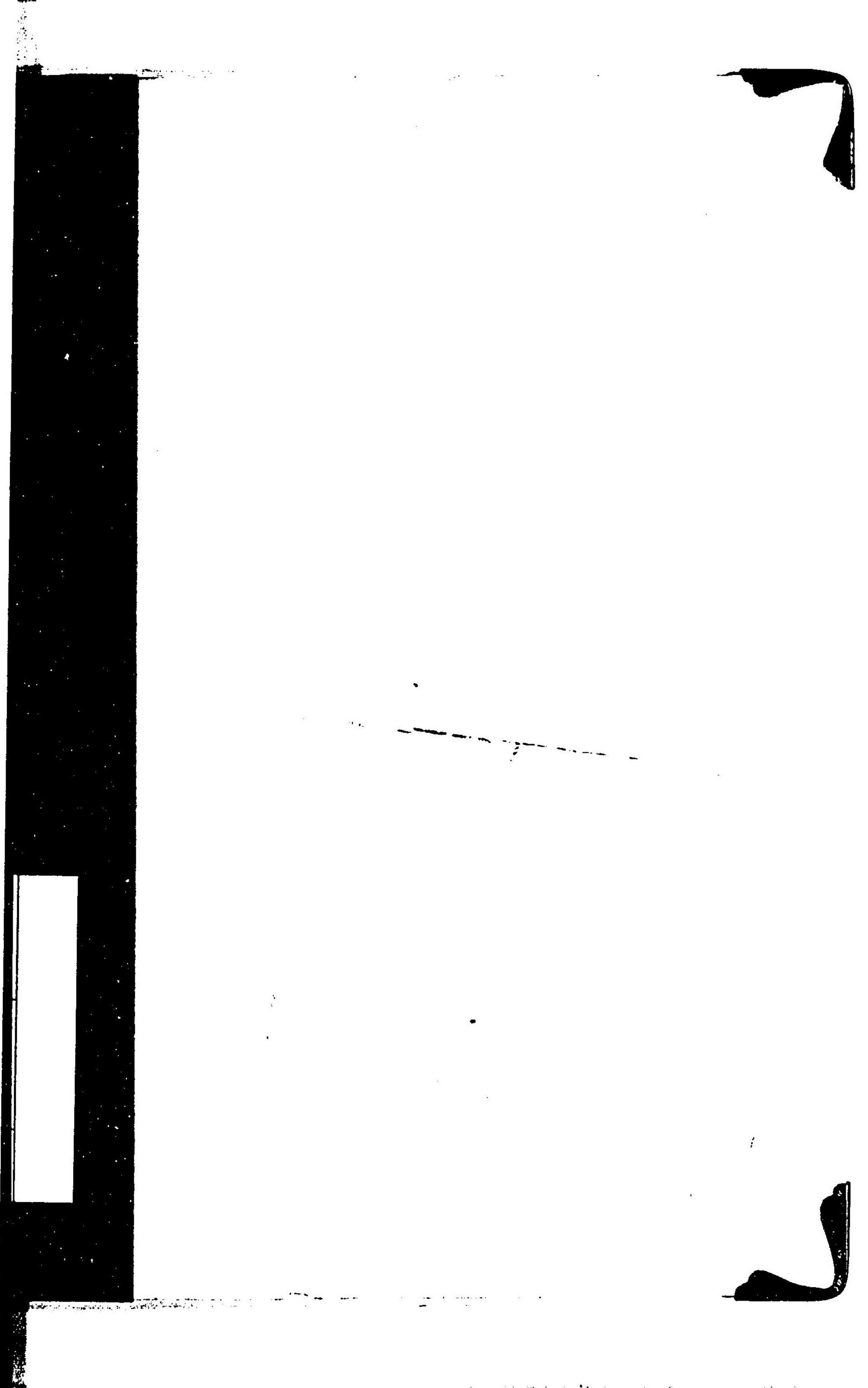




7









曲亭雜記

2輯下

国立国会図書館

914.5

Tab24k2



